

# 入札公告（建築工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 22 年 12 月 10 日

支出負担行為担当官  
国立療養所沖縄愛楽園  
事務部長 内 田 雅 教

## 1. 工事概要

- (1) 工事名 国立療養所沖縄愛楽園旧第 1 センター解体工事
- (2) 工事場所 沖縄県名護市字済井出 1192 番地
- (3) 工事内容 旧第 1 センターの 5、6 寮と一部渡廊下を除いた建物の解体。  
解体面積（1, 612. 03㎡）
- (4) 工 期 平成 23 年 3 月 31 日まで
- (5) 本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札により行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

## 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 厚生労働省における建築工事に係る C 又は D 等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社再生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大臣官房会計課長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
  - ① 1 級建築工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
  - ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、「厚生労働省大臣官房会計課長」から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成 6 年 6 月 10 日会発第 417 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。〔注：受託者が設計共同体である場合は、（上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者である設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。）と記載する。〕
- (7) 沖縄県内に本店、支店又は営業所が存在すること。

## 3. 入札手続等

- (1) 担当部局  
〒 905-1635 沖縄県名護市字済井出 1192 番地  
国立療養所沖縄愛楽園事務部会計課施設管理係  
電話番号 0980 - 52 - 8331（内線 9997）
- (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法  
平成 22 年 12 月 10 日から平成 22 年 12 月 28 日までの土日祝祭日を除く午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

当園のホームページより入手すること。

URL : <http://www.hosp.go.jp/~airakuen> \* (～) はチルダ記号にて

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成 22 年 12 月 13 日から平成 22 年 12 月 17 日まで

上記 (1) の場所

電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参し、又は郵送する(書留郵便に限る。)こと。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は平成 23 年 1 月 7 日 17 時 00 分までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は会計課施設管理係に持参し又は郵送すること。(書留郵便に限る。)

開札は、平成 23 年 1 月 11 日 10 時 00 分 国立療養所沖縄愛楽園会議室において行う。

#### 4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

免除。

②契約保証金

免除。ただし、付保割合を 10 分の 3 以上とする公共工事履行保証証券(瑕疵担保特約を付したものに限り)を付すこと。

(3) 入札の無効

① 公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

② 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

③ 契約担当官等により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当することとする。

④ 工事費内訳書が未提出であり、又は提出された工事費内訳書が未記入である等不備がある場合は入札を無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 配置予定管理技術者の確認

落札者決定後、配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 3 (1) に同じ

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3 (3) により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、入札書の提出期限の前日において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 詳細は入札説明書による。